

第5回発達障害者支援フォーラム 2021.2.6.

発達障害支援の

これから

姫路市総合福祉通園センター・ルネス花北
北山 真次

療育とは？

療育とは障害児の可能性の追求であるとともに、可能性の限界を知ろうとすることでもある。しかし、それでもなお、手を尽くすことによって障害児とその周辺（家族など）に力強い安心をもたらすのが療育なのだ。

（高松鶴吉：療育とはなにか ― 障害の改善と地域化への課題、ぶどう社 1990）

特性と障害

- ・ 特性とは？

もって生まれたその人の特徴

→ その「特性」自体は変えられない。

- ・ 障害とは？

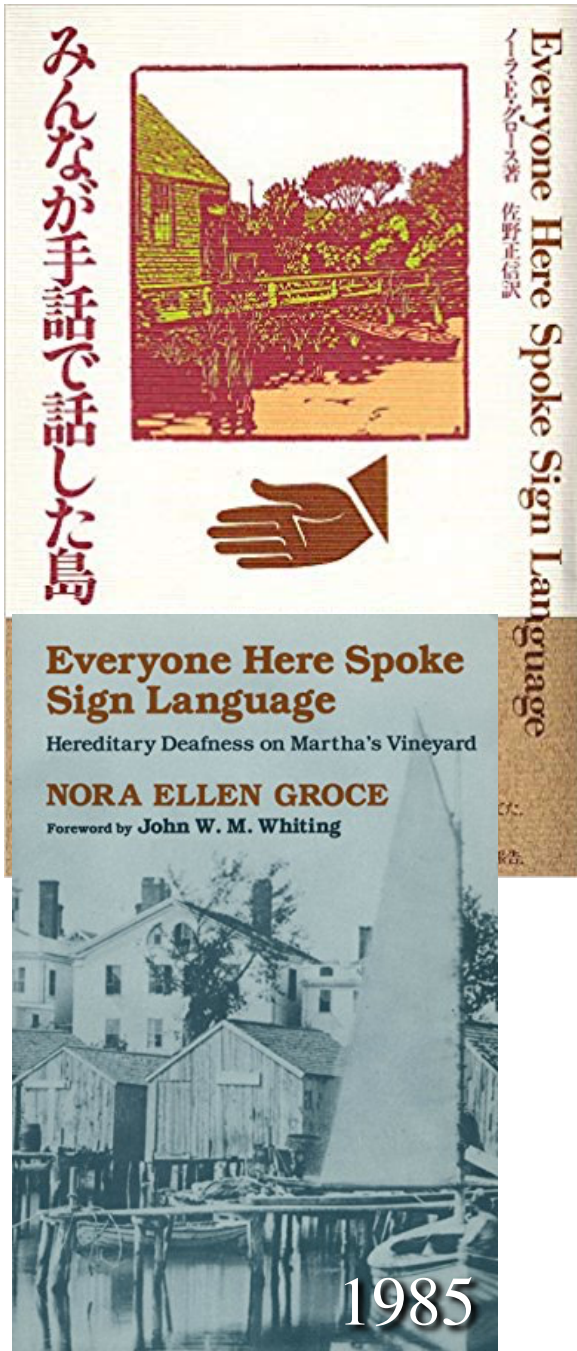
日常生活や社会生活において、その人だけでは対処できない不利益となる問題が生じている状態であり、その人が困っていたり、周囲の人が困っている状況

→ 「障害」は固定的なものではなく、生活上の工夫や支援（社会）のあり方によって変化する。

みんなが手話で話した島「はじめに」より

マーサズ・ヴィンヤード島は、マサチューセッツ州南東部の大西洋岸から8キロほど沖合に浮かぶ島である。1640年代に北部人の開拓者が対岸のケープコッドから移住したこの島は・・・島では300年以上にわたり、先天性のろう者の数が飛び抜けて高い比率を示した。これは遺伝性の聴覚障害が原因だった。・・・島では、300年以上にわたり、健聴者が島の手話を覚え、実生活の場でそれを用いていた。島の健聴児の多くは、ちょうどメキシコとの国境沿いで暮らす今日のアメリカの子どもが英語とスペイン語を覚えてしまうのと同じように、英語と手話という二言語を完全に併用しながら大人になっていった。

ろう者の社会生活や職業生活を制限しているのは、聞こえないという障害ではなく、まわりの健聴世界との間に立ちはだかる言葉の壁なのだ・・・障害者や障害者の集団が、障害者の問題の多くは、肉体や感覚や精神の障害から生じるのではなく、障害者のまえに立ちはだかっている壁、つまり人間関係や障害者観や法律の壁から生じるのだ・・・



Renais Hanakita

発達障害に関連する最近の国内の動向

- 2005.4. 発達障害者支援法施行（発達障害ならびに発達障害者・児の定義）
- 2006.4. 発達障害者も障害者雇用枠の対象
- 2007.4. 学校教育法の一部改正施行（特別支援教育の開始）
- 2011.1. 発達障害も大学入試センター試験において特別措置の対象
- 2011.1. 発達障害者も精神保健福祉手帳と自立支援医療の対象（厚労省通達）
- 2011.8. 障害者基本法抜本改正（発達障害を精神障害に含むとの位置付け）
- 2012.4. 児童福祉法・障害者自立支援法の一部改正施行
（発達障害児を精神に障害のある児童に含むと位置付けて障害児通所支援
「児童発達支援センター・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業」
ならびに障害児入所支援の対象に・障害児相談支援事業の創設）

医学モデルから社会モデルへ

“専門職の訓練による障害の改善”

→ 「障害があっても（なくても）地域で育ち、社会参加」

Renais Hanakita

市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要

妊娠

出産



乳児

幼児

学齢期

母子保健施策

妊婦健診

新生児訪問

産後ケア事業

〔心身のケアや育児サポート等を行う。〕

1歳6か月
児健診

3歳児健診

産前・産後サポート事業

〔子育て経験者等の「相談しやすい話し相手」等による相談支援を行う。〕

子育て世代包括支援センター

〔妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。〕

乳児家庭全戸訪問事業

〔生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。〕

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

〔乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。〕

一時預かり事業

〔家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う。〕

地域子育て支援拠点事業

〔乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。〕

利用者支援事業

〔子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。〕

子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

〔保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。〕

養育支援訪問事業

〔養育が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。〕



市町村



子育て支援施策

支援が必要な家庭への支援

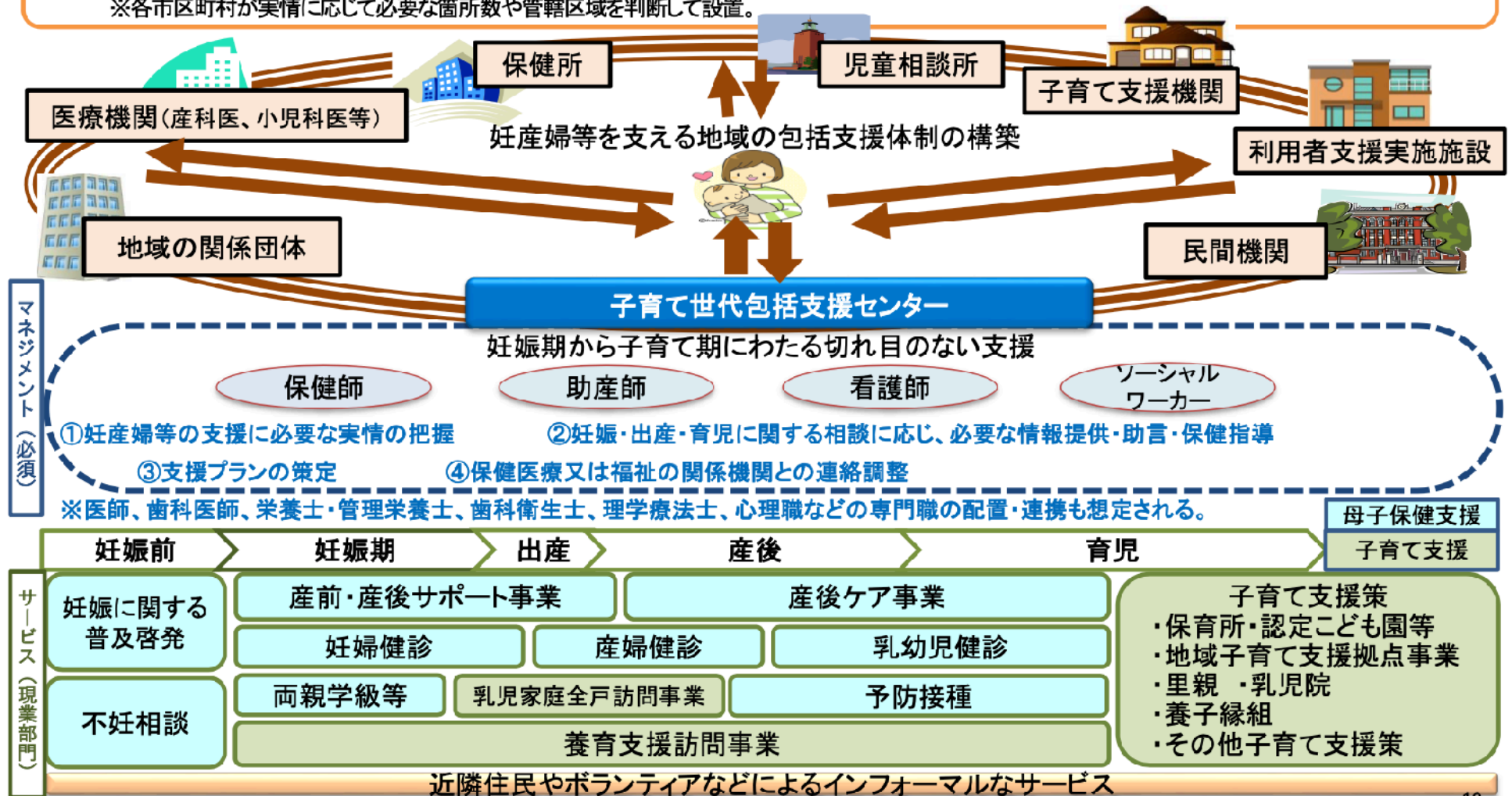


※上記以外に、地方自治体が地域の実情に応じて単独で実施している事業がある。

（厚労省HPより）

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 > 実施市町村数: 761市区町村(1,436か所)(2018年4月1日現在) > 2020年度末までに全国展開を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



年齢に応じた重層的な支援体制イメージ

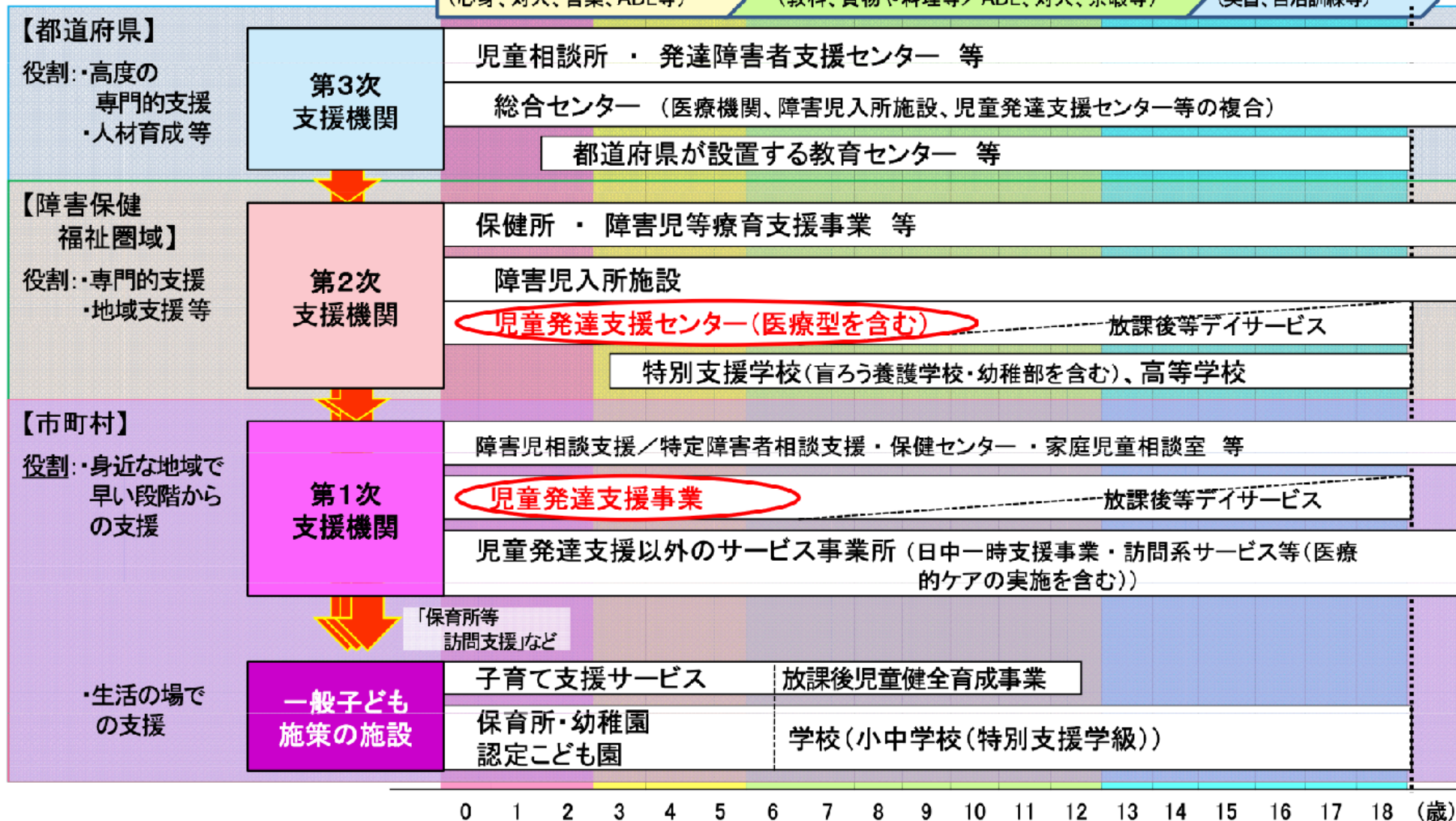
年齢に従い利用するサービスが変わっても、関係機関による重層的な支援が継続されることを期待。

支援の目標(例)

親子関係、日常生活、遊び、
集団等を通じた発達の基礎づくり
(心身、対人、言葉、ADL等)

様々な生活体験を通じた生きる力に結びつく基礎
的・基本的な知識・技能の習得
(教科、買物や料理等/ADL、対人、余暇等)

就労、地域生活に
つなげる支援
(実習、自活訓練等)



(厚労省HPより)

障害児通所支援 ①

児童発達支援

地域の専門施設（児童発達支援センターやその小規模型である児童発達支援事業）において、発達支援を要する子どもや育てにくさを感じる保護者に対して、生活・遊びを主体とする保育を基盤として、専門的子育て支援を行うもので、対象は基本的には就学前児である。児童発達支援センターは、福祉サービスを行う福祉型と福祉サービスに併せて治療を行う医療型に分けられるが、施設の有する専門機能を活かし、他の施設への援助・助言も合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての役割が求められている。センター内での他の事業として、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援などの事業を行っている場合もあり、その場合の対象は就学前児に限らない。障害児通園ではあるが、発達支援を必要とするすべての子どもが対象であり、障害確定前でも児童相談所、保健センター、医師等が必要と認めれば利用できる。

障害児通所支援 ②

放課後等デイサービス

児童福祉法を根拠とする学齢期における発達障害児への放課後や休業日の活動の支援である。就学以降の児童発達支援に相当するもので、対象は基本的には小・中学生であるが、高校や特別支援学校、高等専門学校に在籍していれば20歳に達するまでは利用可能である。基本的なサービス内容は、①自立支援と日常生活の充実のための活動、②創作活動、③地域交流の機会の提供、④余暇の提供となっている。この事業は、発達障害支援であるが、教育や家庭とは異なる第三の居場所の提供でもある。そのため、さまざまなタイプの事業所が、これまたさまざまなタイプのサービスを提供している。

障害児通所支援 ③

保育所等訪問支援

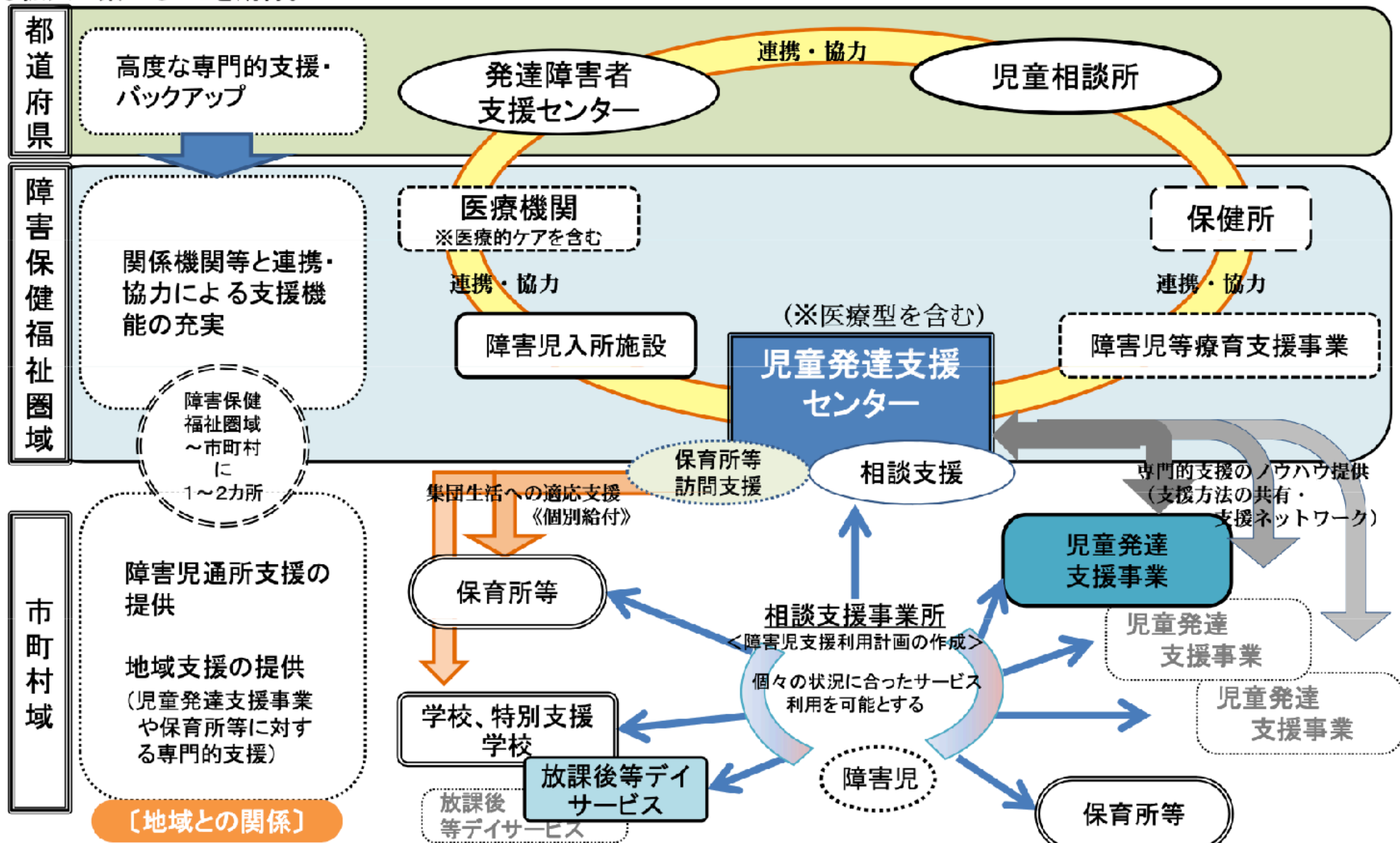
個別給付による訪問型支援であり、障害のある子どもの育ちを地域の中で支援していこうとするものである。訪問の対象施設は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、乳児院・児童養護施設、その他児童が集団生活を営む施設として地方自治体が認めるもの（例：放課後児童クラブ）である。実際に子どもが通っている施設に訪問支援員（児童指導員、保育士、心理士、医療専門職（作業療法士など））が訪問し、授業の補助や介助ではなく、訪問先の職員とともに他の児童との集団活動への適応のための支援（直接支援）を行ったり、訪問先の職員への支援方法等の指導・助言（間接支援）を行うものである。領域をまたぐ支援であり、支援の一貫性の確保や一般保育（教育）環境への専門技術の提供という意味でとても意義深い。集団活動の中での個別の支援ということになり、我が国のような多人数の集団を前提とした枠組みの中でこの支援をうまく機能させるためには、事前の十分なアセスメントと打ち合わせが必要である。

障害児入所支援

障害児入所施設は、福祉型と治療も併せて行う医療型に分けられ、障害確定前でも児童相談所、保健センター、医師等が必要と認めれば利用できる。対象は基本的には18歳までであるが、20歳に達するまでは延長が可能である。入所中は、自立の支援、日常生活の指導、社会生活に適應するため知識技能の付与などがサービスとして提供される。

地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



(厚労省HPより)

障害児等療育支援

保育所等訪問支援とは異なり、利用者側の手続きなどは不要であり、原則年齢にも制限はないが、都道府県等の委託を受けた施設のみが実施可能であり、そういう意味では自治体の意向に左右されるものでもある。施設への通所による療育指導（施設定員外）、家庭や保育所等への訪問による療育指導、地域の保育所・幼稚園・学校等の職員に対する療育技術指導、療育機関に対する支援が想定されており、内容的には、児童発達支援、保育所等訪問支援と重なるが、個別契約が不要であることから、保護者の障害理解や障害受容が進んでいなくても支援を先行できる。したがって、支援の初期段階として実施し、その中で保護者の障害理解や障害受容を促して、必要な子どもには、児童発達支援、保育所等訪問支援の利用へつなげていくという支援の窓口としての役割を担えるものでもある。

発達障害に関連する最近の国内の動向

- 2005.4. 発達障害者支援法施行（発達障害ならびに発達障害者・児の定義）
- 2006.4. 発達障害者も障害者雇用枠の対象
- 2007.4. 学校教育法の一部改正施行（特別支援教育の開始）
- 2011.1. 発達障害も大学入試センター試験において特別措置の対象
- 2011.1. 発達障害者も精神保健福祉手帳と自立支援医療の対象（厚労省通達）
- 2011.8. 障害者基本法抜本改正（発達障害を精神障害に含むとの位置付け）
- 2012.4. 児童福祉法・障害者自立支援法の一部改正施行
（発達障害児を精神に障害のある児童に含むと位置付けて障害児通所支援
「児童発達支援センター・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業」
ならびに障害児入所支援の対象に・障害児相談支援事業の創設）
- 2014.4. 障害者総合支援法（全面）施行（難病を障害児・者に含むとの位置付け）
- 2015.4. 子ども・子育て支援新制度開始（地域の子ども・子育ての支援の充実）
- 2016.4. 障害者差別解消法施行（差別的取扱いの禁止・合理的配慮不提供の禁止）

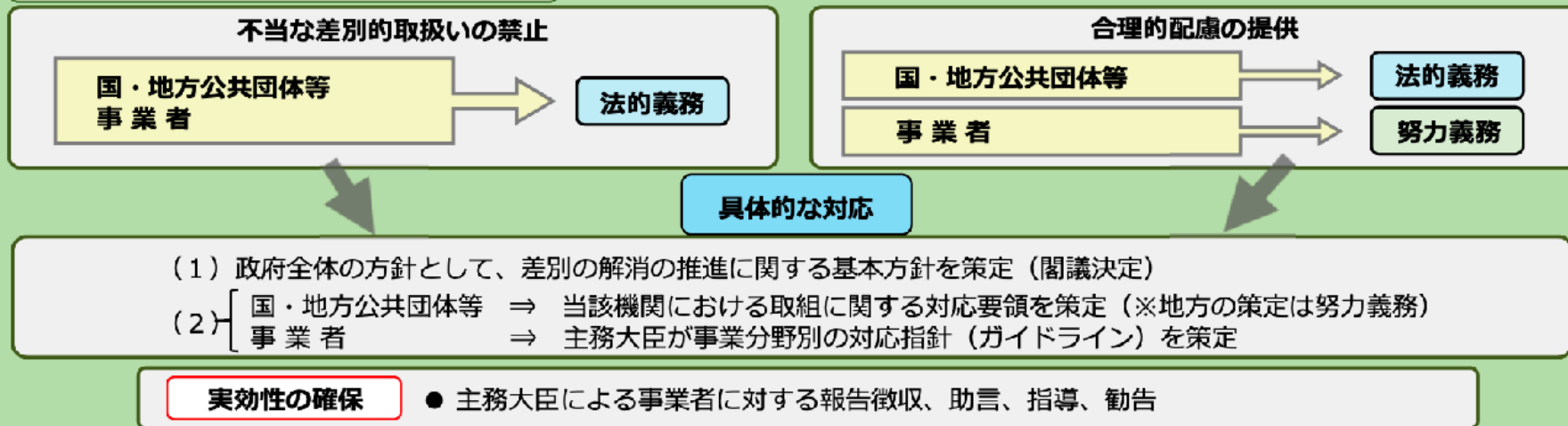
→ インテグレーションからインクルージョンへ

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化

I. 差別を解消するための措置



II. 差別を解消するための支援措置

- 相談・紛争解決** ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実
- 地域における連携** ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動** ● 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等** ● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

(改正) 発達障害者支援法

(定義)

- 第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。
- 3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(基本理念)

- 第二条の二 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。
- 2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。
- 3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

法制度における発達障害の定義

* 発達障害者支援法

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

* 発達障害者支援法施行令（政令）

発達障害者支援法第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

* 発達障害者支援法施行規則（厚生労働省令・規則）

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

(従来の) 発達領域と診断

認知の発達	→ 知的障害・精神遅滞(MR)
学習能力の発達	→ 学習障害(LD)
言語能力の発達	→ 言語障害
社会性の発達	→ 広汎性発達障害(PDD)
運動の発達	→ 脳性麻痺(CP)
手先の細かな動きの発達	→ 発達性協調運動障害(DCD)
注意力・行動コントロールの発達	→ 注意欠陥・多動性障害(ADHD)

(これからの) 発達領域と診断

- 認知の発達 → 知的能力障害(ID) (知的発達症(IDD))
- 学習能力の発達 → 限局性学習症(SLD)
- 言語能力の発達 → コミュニケーション症
(言語症、語音症、小児期発症流暢症)
- 社会性の発達 → 自閉スペクトラム症(ASD)
社会的 (語用論的) コミュニケーション症
- 運動の発達 → 脳性麻痺(CP)
- 手先の細かな動きの発達 → 発達性協調運動症(DCD)
- 注意力・行動コントロールの発達 → 注意欠如・多動症(AD/HD)

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

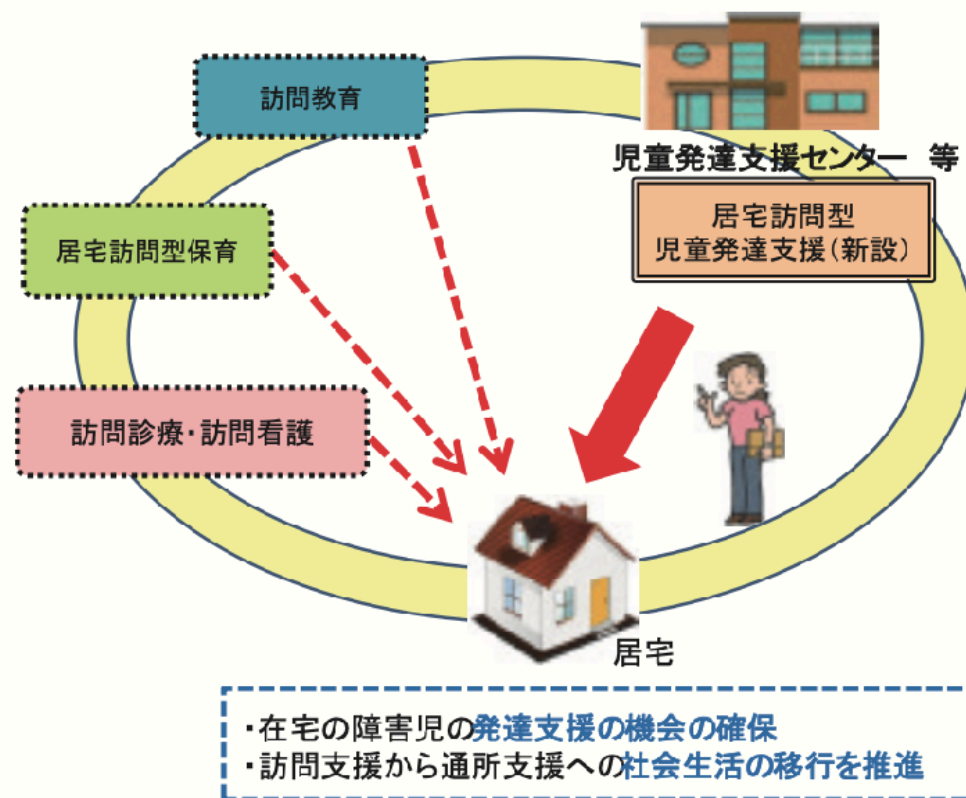
- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



(厚労省HPより)

発達障害に関連する最近の国内の動向

- 2005.4. 発達障害者支援法施行（発達障害ならびに発達障害者・児の定義）
- 2006.4. 発達障害者も障害者雇用枠の対象
- 2007.4. 学校教育法の一部改正施行（特別支援教育の開始）
- 2011.1. 発達障害も大学入試センター試験において特別措置の対象
- 2011.1. 発達障害者も精神保健福祉手帳と自立支援医療の対象（厚労省通達）
- 2011.8. 障害者基本法抜本改正（発達障害を精神障害に含むとの位置付け）
- 2012.4. 児童福祉法・障害者自立支援法の一部改正施行
（発達障害児を精神に障害のある児童に含むと位置付けて障害児通所支援
「児童発達支援センター・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業」
ならびに障害児入所支援の対象に・障害児相談支援事業の創設）
- 2014.4. 障害者総合支援法（全面）施行（難病を障害児・者に含むとの位置付け）
- 2015.4. 子ども・子育て支援新制度開始（地域の子ども・子育ての支援の充実）
- 2016.4. 障害者差別解消法施行（差別的取扱いの禁止・合理的配慮不提供の禁止）
- 2016.8. 発達障害者支援法の一部改正施行（発達障害者の定義の改正）
- 2018.4. 障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正施行（居宅・児童養護施設訪問支援）
- 2019.10. 就学前の発達障害児の発達支援の無償化

就学前の障害児の発達支援の無償化

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)において、「3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)についても、併せて無償化を進めていく」こととされ、2019年10月から実施となった。

① 対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

② 対象施設

- ・ 児童発達支援事業所・医療型児童発達支援事業所・居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・ 保育所等訪問支援事業所・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

- ※ 幼稚園、保育所又は認定こども園と上記対象施設における発達支援を併用する場合は、ともに無償化の対象となる。
- ※ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても無償化の対象となる。
- ※ 基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も無償化の対象となる。
- ※ 措置による場合も無償化の対象となる。

教育機関における発達支援

教育の場においても、すでにインテグレーション（統合教育）からインクルージョン（包括教育）へとシフトは切られている。支援体制の整備としては、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進が規定されており、教育委員会による専門家チームの巡回相談や特別支援学校教諭による発達相談などが行われている地域も多い。保育所等訪問支援として、事業所からの訪問支援員が学校の教室内外で集団活動適応のための個別の支援を行うということが通常になってきている。

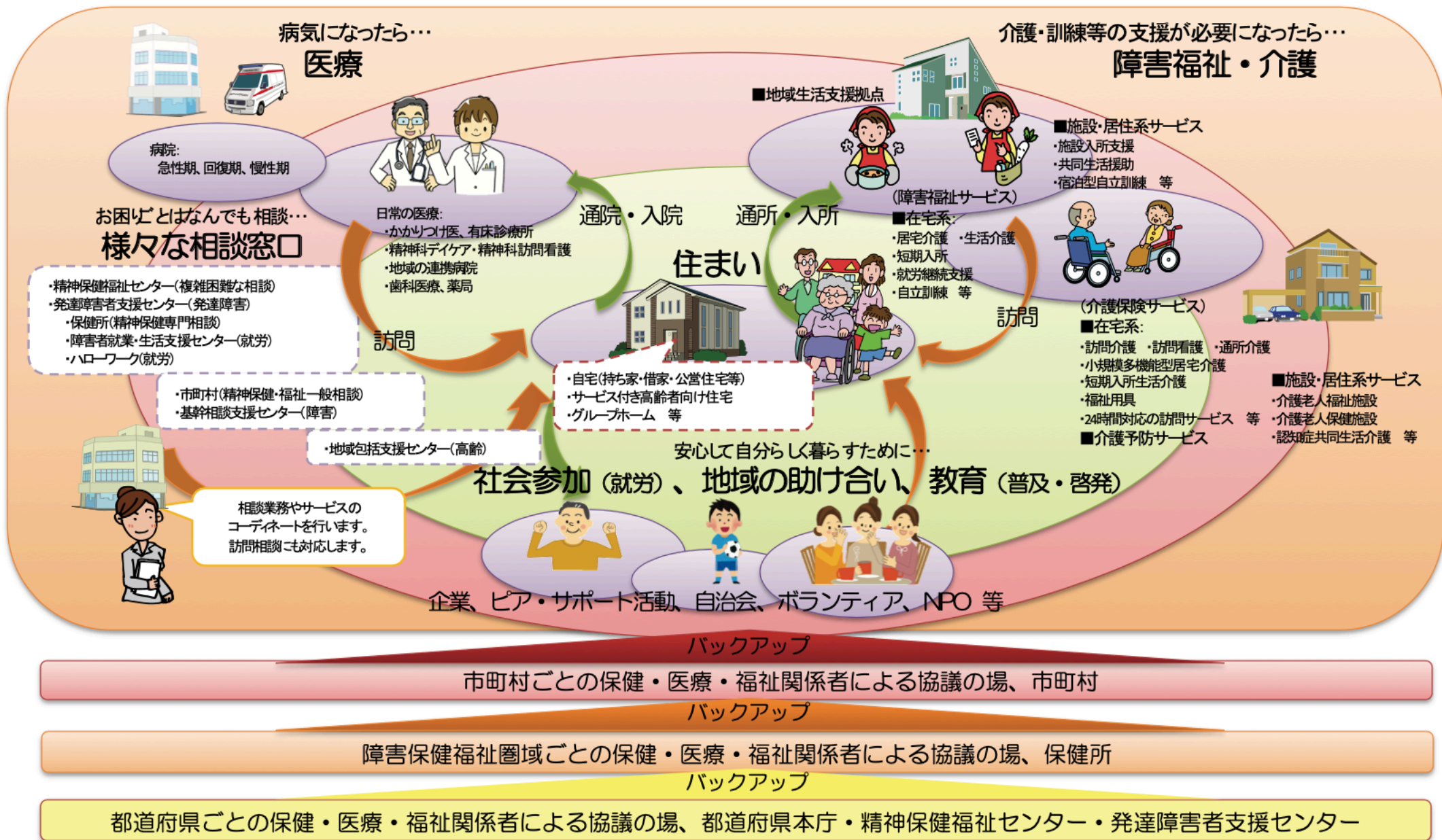
保健・相談機関における発達支援

保健センターにおいても医師や保健師、心理士等による発達相談・支援が行われており、特に乳幼児の定期健診後のフォローの流れとしての発達支援は、乳幼児健診の受診率が高い我が国では有用性が高い。自治体により体制は異なるが、子育て支援センターや児童発達支援センター、発達障害者支援センター等も設置されており、地域のリソースの紹介や、発達相談・支援が行われている。児童家庭支援センターや児童相談所においても発達相談・支援が行われており、必要に応じて発達検査なども施行され、ペアレント・トレーニングなどが行われている地域もある。

療育・医療機関における発達支援

医師・心理士で行う診断や相談を中心とする支援だけではなく、グループによる（通院集団精神療法等に基づく）ソーシャル・スキル・トレーニング等による支援や、作業療法士・言語聴覚士等により行われる（障害児（者）リハビリテーション料等に基づく）リハビリテーションによる支援等が実施されている。また、養育者向けの発達障害の理解を深めるための勉強会やペアレント・トレーニングなどが行われている地域もある。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築



(厚労省HPより)

おわりに～これからの発達障害支援への展望

発達障害支援の根幹は日常生活への支援であり、子どもへの発達支援と子育て支援などの生活を支える支援が協調して展開されることが求められる。乳幼児期における適応行動上の問題への対応は、診断の有無に関係なく、気になった段階から行われる様になる必要がある。つまり、「診断から始まる発達障害支援」ではなく、「気づきから始める発達支援」とならなければならない。それを養育者支援、きょうだい支援も含めた形で行えるような体制をつくっていくことを目指すべきであろう。発達障害支援は、発達支援の一部に過ぎないのであり、子ども一人ひとりに対する発達支援が充実すれば、発達障害支援制度そのものが要らなくなるとも言える。